

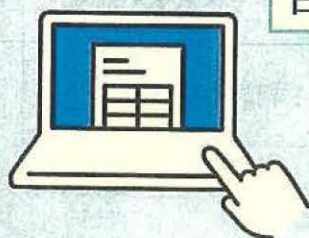
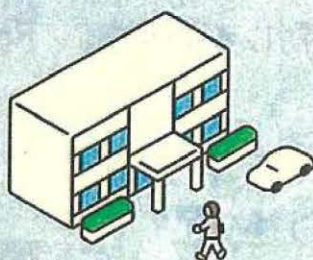
事業者の皆様へお知らせ



令和8年10月1日より、
まちづくり条例に基づく
届出が必要になります。

東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例を制定しました。

「土地利用の変更を行う前で、建築構想の変更が可能なきまで」
に届出が必要になります。



台東区 総合的 まちづくり条例

検索 🔍

詳細はこちら
URL



【担当窓口】

都市計画課 ☎ 03-5246-1363

東京都台東区まちづくりに係る 総合的な条例を制定しました！

令和8年10月1日から以下の規制が施行されます！

手続き	手続きが必要な行為及び規模	届出時期
建築構想 に対する 届出	【近隣商業地域・商業地域・準工業地域】 敷地面積 1,000 ㎡以上 かつ 延べ面積 5,000 ㎡以上	「土地の売買を行う前」 もしくは
	【それ以外の用途地域】 敷地面積 500 ㎡以上 かつ 延べ面積 1,000 ㎡以上	「土地利用の変更を行う前」 で建築構想の変更が可能となき
建築計画 の届出	都市計画法に規定する高度利用地区・特定街区・再開発等促進 区を定める地区計画・建築基準法に規定する建築物の容積率等 の特例	建築計画の変更が可能となき

その他、「認定まちづくり団体との協議」も必要になります。

該当する規模の物件を検討している方は、下記問い合わせ先まで
ご相談ください。

相談窓口 ・ 問い合わせ先

台東区都市づくり部 都市計画課

電話 03-5246-1363(直通)

「土地利用の変更」とは？

一定規模以上の建築物の建築を目的として、既存の土地又は建築物の利用状況を変更することをいいます。

- ・ 既存建築物の建替え
- ・ 既存建築物の除却を伴う建築計画
- ・ 駐車場・空地等から建築物敷地への転換
- ・ 既存用途から新たな用途への転換を伴う建築計画等

などが該当します。
判断に迷う場合は、事前に区へご相談ください。